

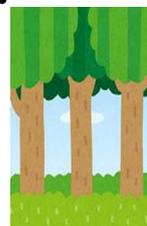


守口市

<市広報 平成 30 年 4 月号>

# 消費生活センターくらしナビ

## 原野や山林などの買い取り話には 耳を貸さない！ 契約しない！

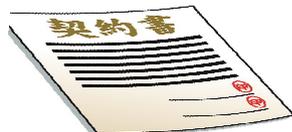


### 事例

数日前、宅地建物取引の免許を持つという業者から、約30年前に購入した山林の分譲地を売らないかという手紙が届いた。「この分譲地内で売却依頼が何件もあり、数をまとめて売却する。480万円で売れる」と好条件を提示されている。信用してよいか。



### 助言



40年ほど前に将来の値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林などを、値上がりするように偽って販売する「原野商法」というトラブルが多発していました。

近年、その被害にあった消費者やその土地を相続した消費者が再度トラブルにあう「原野商法の二次被害」の相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

子供が相続すると迷惑をかけるので手放したいと思う消費者や相続した山林などを手放したいと思う相続人の気持ちに付け込んで、業者は勧誘を行っているものと考えられます。

「土地を高く買い取る」などと勧誘し、「節税対策と言われお金を払ったが実際は原野の購入と売却の契約だった」「山林を売却する際の担保としての土地と説明されたが別の山林の購入契約だった」など、契約内容の詳細を説明せず「手続き費用」「税金対策」などといった名目で請求されお金を支払った。しかし、実際は原野等の売却と同時に新たな原野等の土地の購入の契約で、結果として差額を支払わせる「下取り型」の相談が、最近が目立っています。後で買い戻すなどと説明することもあるようですが、実際には返金や買い戻しが実行されたケースは確認できません。

業者が「宅地建物取引業」の免許を持っていても安易に信用しないようにしましょう。

原野商法で購入した土地について、電話や自宅への訪問の勧誘はトラブルにあう恐れが非常に高いため、慎重に対応しましょう。

訪問販売や電話勧誘販売での原野商法の取引は、特定商取引法により契約書面受領日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。

一度お金を支払ってしまうとそのお金を取り戻すことは非常に困難です。少しでもおかしいと感じたら、お金を支払う前に消費生活センターに相談しましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）